

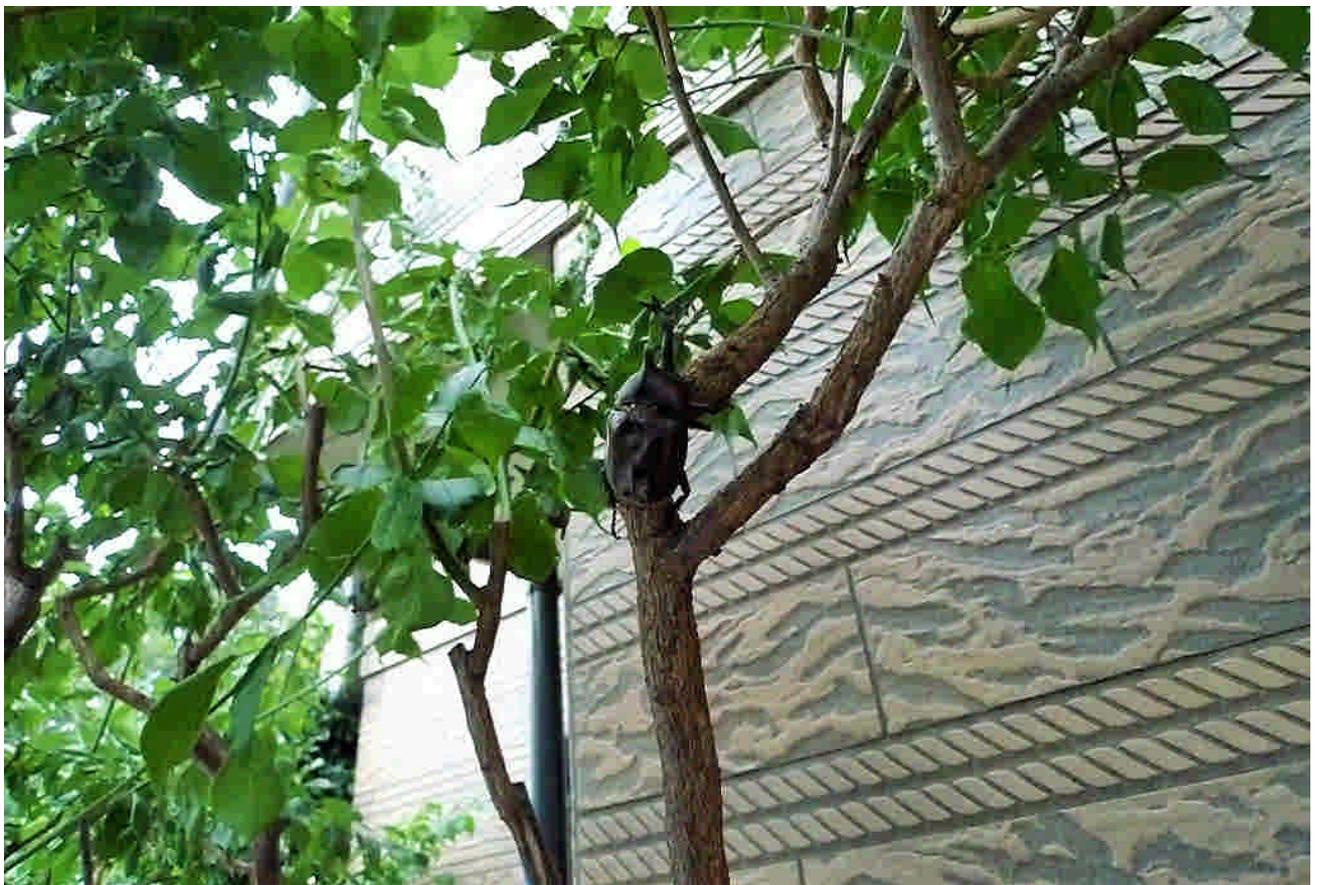
会員ニュース

2020. 7 (新-112号)
一般社団法人 日本電気管理技術者協会
事務局 編集

8月直前というのに、今年の梅雨はまだ明ける気配はありません。それどころか、各地に災害をもたらしたこの豪雨を「梅雨」と呼んでいいものか悩ましいところでもあります。

皆様におかれましては、この時期荒ぶる自然災害への十分な備えをなさってお過ごしください。

さて、こうも雨続きだとコロナどころか体にカビが生えちまうんじゃないか?と想う事務局より「会員ニュース112号」をお届けいたします。



(2020年7月、練馬区 雨の中カブトムシの到来)

1. 7月3日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました。」が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の更新です、感電死亡事故 " 0 " は引き続き継続されております。以降も、「死亡事故 " 0 " 」が続くことを心より願っております。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(2020年6月末日現在)」をご参照ください。

2. 7月10日、経産省の「第1回電気保安制度ワーキンググループ」が開かれ、HPに「議事要旨」ほか資料が、掲載されました。

電気保安をめぐる環境は大きく変化し、持続的な電気保安体制を構築していくことが求められています。令和元年9月には電力安全小委員会下の「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG」において検討課題を広げ「電気保安人材・技術WG」を新設し、精力的に政策課題への対応策について審議・検討を行ってきました。迅速かつ適切に政策課題へ検討していくため、電気保安に係る制度検討を専門的かつ効率的に行っていくことが必要であることから、「電気保安制度WG」を新たに立ち上げて審議・検討することとします。

(なお、従前の「電気保安人材・技術WG」は廃止する。)とのことです。(事務局編集)

詳細は、別紙「資料-電気保安制度WG(第1回)-議事要旨」をご参照ください。

なお、このほかにも資料-1～資料-5まで多岐多様に渡る資料が有りますので必要な方は、下記のULRで経産省のHPから直接入手されるか事務局までご相談ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/001.html

3. 7月20日、電力安全課より「高濃度PCB含有電気工作物の早期処理への協力要請文書について」を頂きました。

今般、西日本(JESCO北九州事業エリア)において、高濃度PCB廃棄物が処分期間終了後に発見される事例が100件超発生していることが判明いたしました。これら未処分高濃度PCB廃棄物の中には、コンデンサーなど電気工作物として使用されていたものも相当数含まれていたことが判明しております。(処分期間中に発見できなかった要因の中には、電気主任技術者の見落としというものもございました。)

この事例を受けまして、経済産業省 産業保安グループ 電力安全課より、別紙のとおり電気主任技術者及び電気保安関係者宛に要請文を発出いたしました。内容をご確認頂き、関係者へ広く周知いただきますようお願い申し上げます。とのことです。

なお、会員の皆様へは前々号の「会員ニュース(110号)」でお知らせしてありましたが、高濃度PCB廃棄物に関しては最重要課題ということで再掲載いたします。

また、電気工作物のPCB含有廃棄物の処理に関しましては事務局にご相談ください。

4. 同じく7月、電力安全課長名で「保安ネットを利用した申請の要請について(重要)」のご連絡を頂きました。

当省では「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)」が、令和元年12月16日に施工されたことから、行政サービスの100%デジタル化の実現に向けて取り組んでいるところです。

このたび、インターネットを利用した電子申請(保安ネット)の稼働に伴い、電気事業法の外部委託承認申請及び保安規定届出等の手続きについて設置者に代行してオンラインにて申請することが可能となりましたので、ご連絡させていただきます。とのことです。

なお、連絡の宛先は「電気保安法人 代表者」となっておりますが、「紙媒体による申請」など個人の管理技術者へ対する内容も含まれております。

詳細は、資料「保安ネットを利用した申請の要請について(重要)」をご参照ください。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年6月30日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)										1 (1)
電気火災		0	0	0										0
停電波及		9	9	5										23
主要電気工作物破損等		6	7	3										16
発電支障 件数		0	0	0										0
件数		16	16	8										40

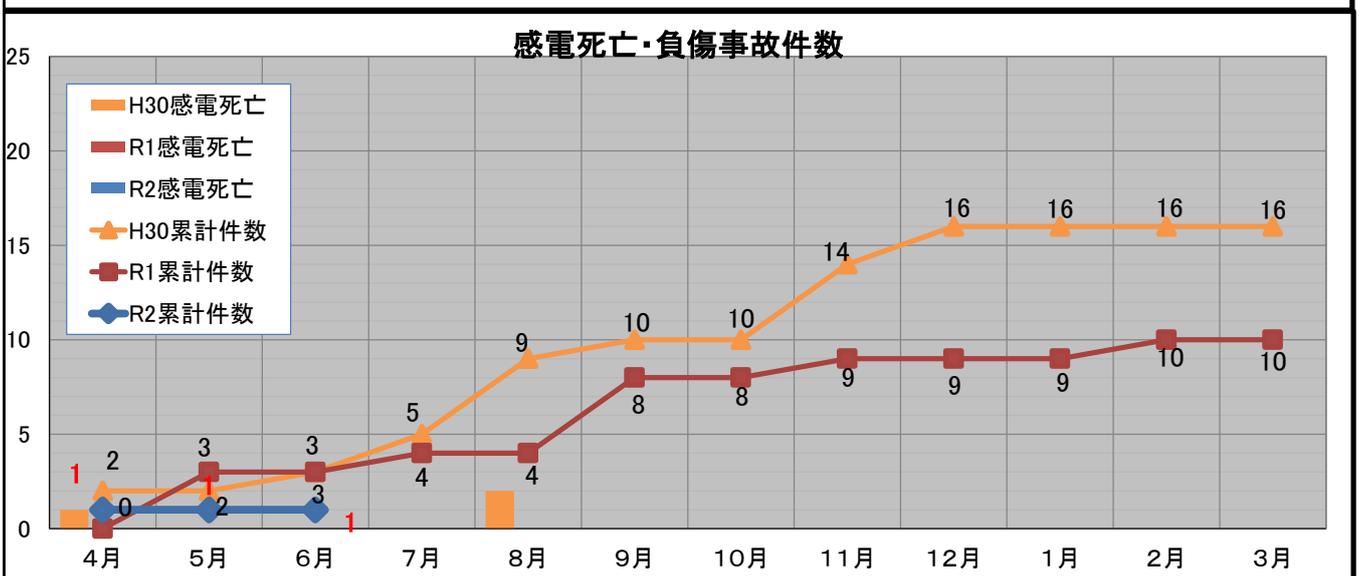
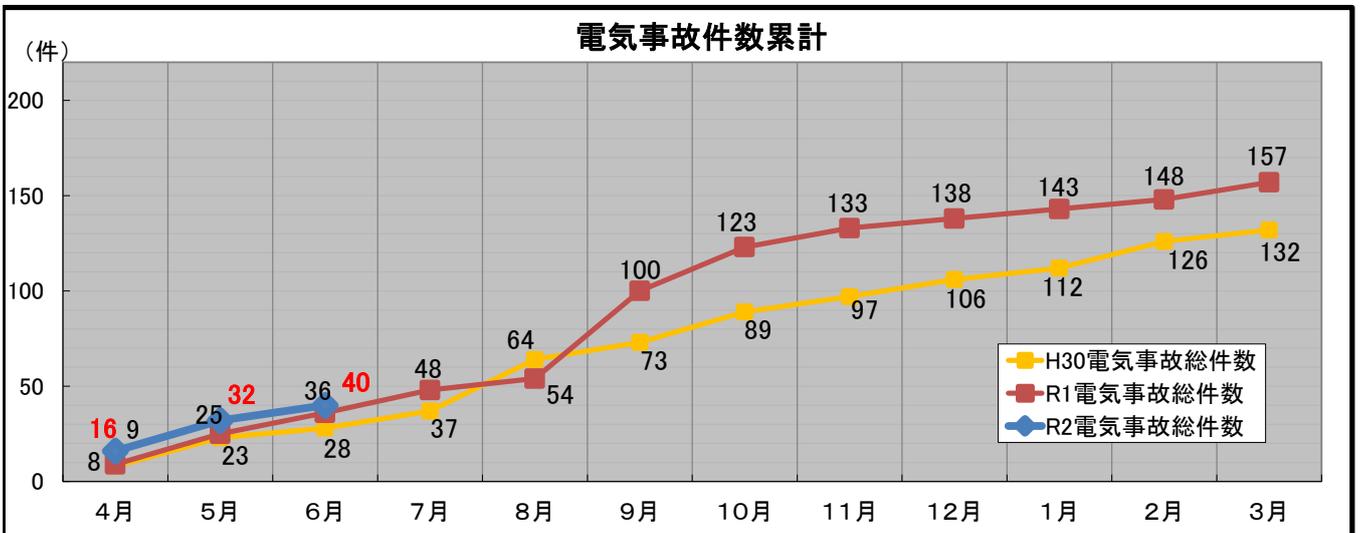
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会
電気保安制度 WG（第1回）－議事要旨

日時：令和2年7月10日（金）10：00～12：00

場所：Skype開催

出席者

＜委員＞

若尾座長、大関委員、小野委員、柿本委員、曾我委員、東嶋委員、西川委員、前田委員、安田委員、渡邊委員

＜オブザーバー＞

伊賀川 一般社団法人住宅生産団体連合会 調査部長
岡崎 全国電力関連産業労働組合総連合 会長代理
春日 全国電気管理技術者協会連合会 常任理事
久保 一般社団法人日本小形風力発電協会 理事長
佐藤 日本電気技術者協会 専務理事
柴田 一般社団法人日本風力発電協会 技術部長
菅 電気事業連合会 工務部長
鈴木 一般社団法人太陽光発電協会 事務局長
中山 一般社団法人日本電設工業協会 常務理事
福島 電気保安協会全国連絡会 代表幹事
松橋 全日本電気工事業工業組合連合会 常任理事

＜経済産業省＞

河本産業保安担当審議官、田上電力安全課長、橘電気保安室長他

議事概要：

（1）電気保安制度をめぐる現状と課題及び電気保安人材をめぐる課題の検討状況について

＜委員からの主な御意見＞

○スマート保安等について

- ・ スマート保安による規制緩和と規制強化のバランスが重要。＜大関委員＞
- ・ 電気保安はインフラや人命に関わる重要な業界。その業界が人材不足となっているのは問題であり、スマート保安が議論されるのは良いこと。＜渡邊委員＞
- ・ 電気保安人材について、現場作業員と入職者との間にギャップ。入職者への基礎的な技術の継承も重要。＜柿本委員＞
- ・ 今回のコロナ対応で顕在化した課題は、これまで国等が対応できていなかった課題が顕在化したもの。ピンチをチャンスとして捉え、早めに対策を講じていくべき。＜安田委員＞
- ・ 再エネ発電所やデマンドレスポンスの増加は、保守管理に係る人件費の増大を意味。燃料費がかからない再エネ発電設備の増加は、燃料費分をメンテナンス投資だけでなく、人材育成やスマート化への技術投資につなげることも可能。＜安田委員＞

- ・ スマート保安に関しては、点検頻度の検討も必要。スマート保安は作業・点検の効率化や、女性入職促進に繋がる良い取組。また、スマート保安によりビッグデータを活用した設備点検・交換時期の判断等も期待。〈渡邊委員〉
- ・ 技術者の高齢化が進む中、IoT等の新技術への適応など業界特有のサポートも必要。電気保安業界においても、現場の声を取り入れ、丁寧に対応していかないとスマート保安の導入そのものが阻害されるおそれ。〈曾我委員〉
- ・ スマート保安の導入により、設置者とのコミュニケーションの減少、コンサルティング機能の縮退等を懸念。〈柿本委員〉
- ・ 点検頻度等の見直しは、しっかりやるべき。スマート保安技術は、日進月歩。新しい技術の適合性を判断し、取り込んでいく仕組みが重要。規制のサンドボックスなども含め柔軟かつ迅速に適用できる仕組みを検討すべき〈大関委員〉

〈オブザーバーからの主な御意見〉

- ・ 高齢者等へのデジタル技術のサポートについて、研修制度でのサポートも考えられる。〈電気保安協会全国連絡会 福島代表幹事〉
- ・ 未熟練の技術者をウェアラブルカメラや携帯情報端末を活用して、組織的にサポートすることが可能。様々な技術を組み合わせることで、保安全管理業務の高度化が図れる。〈電気保安協会全国連絡会 福島代表幹事〉

○電気保安人材に係る実務経験の見直しについて

〈委員からの主な御意見〉

- ・ (外部委託承認に係る) 実務経験年数の見直しは賛同。太陽光発電設備など新しい設備の増加により、実務経験に偏りが生じる可能性。例えば、太陽光発電設備とその他の設備とでは、検電方法等や注意点が異なる。研修内容の検討では、設備ごとの差もカバーできるよう留意が必要。〈大関委員〉
- ・ 学歴・経験・免状の種類によって実務経験年数が異なる理由など、過去の議論を見直す良い機会。また、研修制度に関しても、オンライン化等もあり、見直しの時期として適当。〈渡邊委員〉
- ・ 今後はオンライン講習が中心となり、効果測定が重要。〈柿本委員〉

○災害時の対応について

〈委員からの主な御意見〉

- ・ 今後、自立運転機能付きの太陽光発電の増加が見込まれる中、災害時の課題について、電気事業法や電気工事士法の観点からの整理が必要。〈大関委員〉

(2) 再エネ発電設備の電気保安の見直しについて

○主要電気工作物の破損事故の範囲と事故報告制度の周知について

〈委員からの主な御意見〉

- ・ (事故報告の対象を) 半壊とすることにつき、特に異論はない。〈大関委員〉
- ・ 事故報告の対象範囲について、パネル損壊では半壊以上としているが、数値の根拠を明確にすべき。また、他の設備の取扱いや本来の事故報告の対象であった50kW以上の設備の取扱いについても整理が必要。〈小野委員〉

- 50kW 未満の小出力発電設備は、一般用電気工作物で電気主任技術者が関係しない範囲。事故報告や点検等の現状を整理すべき。〈渡邊委員〉
- 事故報告の対象設備における蓄電池の取扱いを明確にすべき。〈西川委員〉
- 土壌流出事故も増加している中、敷地外に土壌が流出し、損害を与えた場合の電気関係報告規則の取扱いを明確にすべき。〈安田委員〉
- 詳報作成支援システムは、報告する人が悩まず、すべてを入力できるようなシステムが必要。〈柿本委員〉

〈オブザーバーからの主な御意見〉

- 事故報告の対象となる太陽電池パネルの破損事故は半壊以上としているが、同じ半壊でも千差万別。今後事例が集まった段階で、細部の分類の見直しをお願いしたい。〈一般社団法人太陽光発電協会 鈴木事務局長〉

〈事務局からの主な回答〉

- 太陽電池パネルの事故報告対象を半壊以上とした根拠は、鳥が石を落としてパネルが割れるなどの小さな事故を除くとの観点から、20%以上とした。他の設備の事故報告対象については、QA 集として整理していく。
- 電気主任技術者がいない 50kW 未満の小出力発電設備についても、事故報告の対象となった際には、覚知後 24 時間以内に速報、30 日以内に詳報を求める。詳報は、中間段階でもよい。
- 蓄電池を事故報告の対象とするかは、施行までに整理。
- 単純な土砂流出だけでは事故報告対象には含まれないが、土砂流出に伴い設備が破損した場合は事故報告対象に当たる。
- 詳報作成支援システムについては、使う方の利便性を考慮していく。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486

電気保安法人 代表者 様

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課長

保安ネットを利用した申請の要請について（重要）

日頃より、電気保安行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、当省では「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」が、令和元年12月16日に施行されたことから、行政サービスの100%デジタル化の実現に向けて取り組んでいるところです。

このたび、インターネットを利用した電子申請（保安ネット）の稼働に伴い、電気事業法の外部委託承認申請および保安規程届出等の手続きについて、設置者に代行してオンラインにて申請することが可能となりましたので、以下のとおりご連絡させていただきます。

記

- 冒頭の行政サービスのデジタル化の促進のために、今後、外部委託承認申請および保安規程届出等の手続きを行う際、紙媒体による申請は設置者の代行申請に係る同意書が得られない場合に限定するものとし、保安ネットにより申請していただくことを標準的な申請方法といたします。また、インセンティブ制度を次項のとおり設けることといたします。なお、本措置は、新型コロナウイルス感染症に対する行政機能の継続（遠隔地にて滞りなく審査を継続する）ための措置でもございます。
- 従来は申請から承認番号の発行までの期間を1週として審査しておりましたが、保安ネットによる申請と紙媒体によるものの審査期間等については、令和2年9月1日より以下のとおりといたします。

	保安ネットによる申請	紙媒体による申請
審査期間	7日間	10～14日（標準処理期間14日間）
最大申請受付数 （1保安法人、1日あたり）	上限なし	5件まで ※1
承認番号連絡	保安ネットにより自動通知	施行文書にて通知（郵送）※2

※1 令和2年8月31日までに申請するものについては、10件までとします。

※2 電話による承認番号の問い合わせには対応しません。

- 貴法人におかれましては、速やかにgBizプライムというアカウントの取得手続きを開始していただくようお願いいたします。アカウントを取得した上で、保安ネットにより申請を行うことにより、いつでもオンラインにて審査状況や交付される通知文書を確認することができるようになります。

<保安ネットの操作方法に関するお問い合わせ>

保安ネット ヘルプデスク 電話：050-2018-8381 受付時間：平日9時～18時

<本紙に関する問い合わせ>

関東東北産業保安監督部 電力安全課自家用係 電話番号 048-600-0388